

自殺対策推進会議の開催について

〔平成20年1月31日 自殺総合対策会議決定
平成22年9月 7日 最終改正〕

1. 趣旨

自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）に基づき、施策の実施状況の評価並びにこれを踏まえた施策の見直し及び改善等についての検討に民間有識者等の意見を反映させるため、自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

2. 構成等

- (1) 推進会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、内閣府特命担当大臣（自殺対策）は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- (2) 推進会議は、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が召集する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 推進会議における議事の公表

座長は、推進会議の終了後、速やかに、当該推進会議の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間を経過した後に、当該推進会議の議事録を作成し、推進会議に諮った上で、これを公表する。

4. 意見の取扱い等

推進会議における意見は、内閣府において整理し、必要に応じ自殺総合対策会議に報告する。

5. 庶務

推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府自殺対策推進室において処理する。

6. その他

前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が定める。

(別紙)

足立 勇人 日本弁護士連合会前副会長
五十嵐 千代 東京工科大学医療保健学部産業保健実践研究センター長
同大学同学部看護学科准教授
五十里 明 全国衛生部長会会長
愛知県健康福祉部健康担当局長
市川 佳子 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
斎藤 友紀雄 日本いのちの電話連盟常務理事
清水 康之 NPO法人ライフリンク代表
杉本 脩子 全国自死遺族総合支援センター代表幹事
高橋 信雄 JFEスチール(株)安全衛生部部長
高橋 祥友 防衛医科大学校教授
(座長) 樋口 輝彦 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター総長
三上 裕司 日本医師会常任理事
南 砂 読売新聞東京本社編集委員
向笠 章子 福岡県スクールカウンセラー、臨床心理士
本橋 豊 秋田大学医学部長
渡辺洋一郎 渡辺クリニック院長
(社)大阪精神科診療所協会会長

<オブザーバー>

内閣府自殺対策推進室参事官
警察庁生活安全局生活安全企画課長
金融庁総務企画局政策課長
消費者庁政策調整課長
総務省大臣官房企画課長
法務省大臣官房参事官(総合調整担当)
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長
経済産業省中小企業庁小規模企業政策室長
国土交通省総合政策局安心生活政策課長
自殺予防総合対策センター長